

# 大阪市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和2年5月22日（金）

13時30分～

場所：市役所5階特別会議室

## 次 第

### 議 題

- (1) 感染症への対応状況について
- (2) 今後の感染拡大等に備えた対策について
- (3) 制限解除に伴う取り扱いについて
- (4) その他

# 新型コロナウイルス感染症 発生状況

令和2年5月22日

健康局

## 1. 陽性者の状況

### (1) 検査陽性者の状況（5月20日時点）

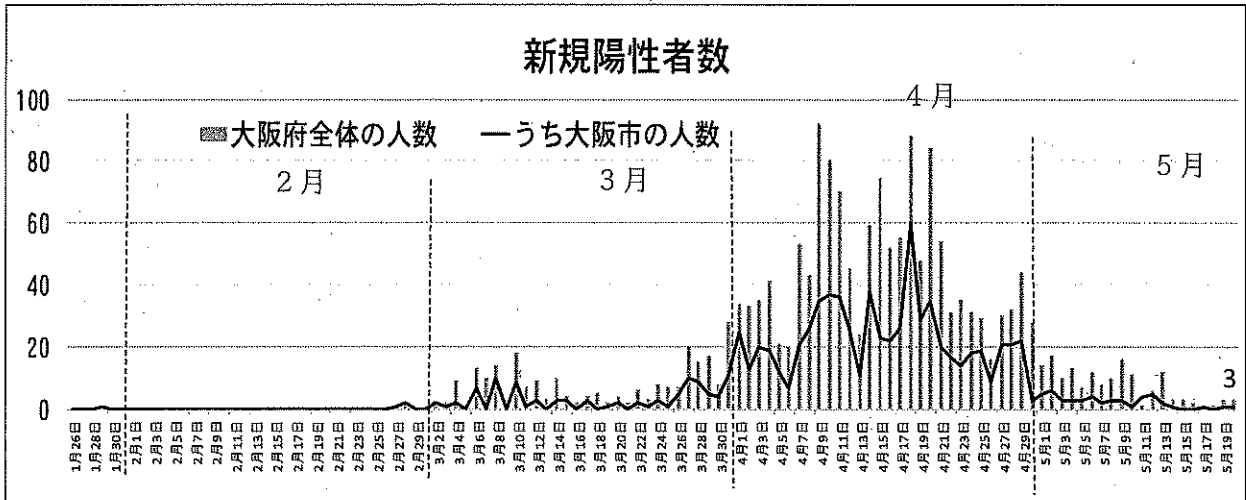
	検査件数	陽性者数 累計	現在陽性者数							死亡	退院・ 解除済 累計
			現在 陽性者数	入院中		入院 調整中	自宅療養	宿泊療養	療養等 調整中		
				重症							
大阪府全体	27,068	(注) 1,777	(注) 336	239	35	0	14	70	0	76	1,365
大阪市	8,089	832	142	111	11	0	4	27	0	41	649

(注) 大阪府外で健康観察を実施している事例：11件 含む

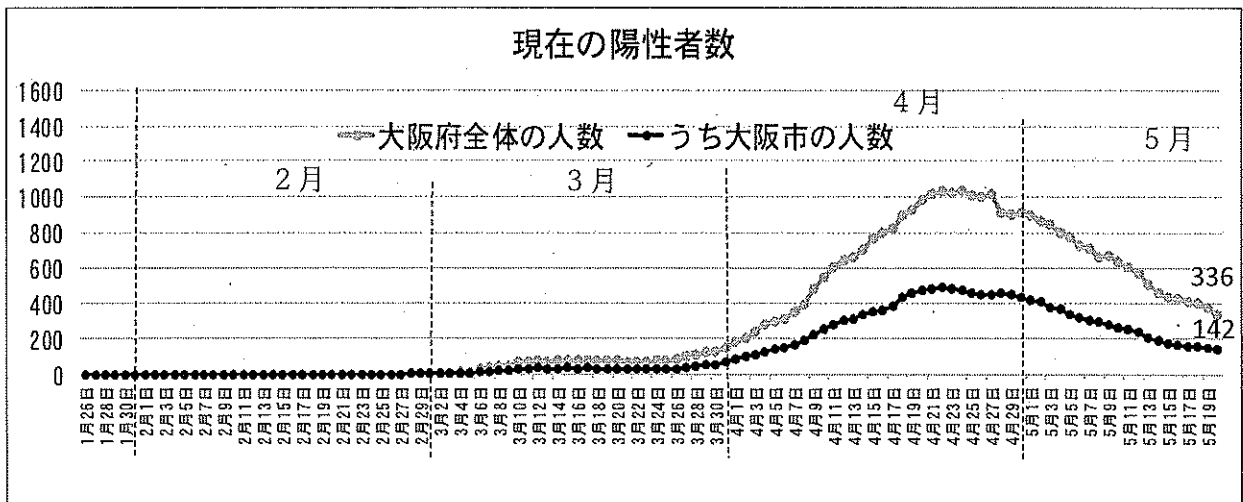
※大阪府の情報は、大阪府ホームページより掲載。

※大阪市の情報は、大阪市内で判明した者を含む。

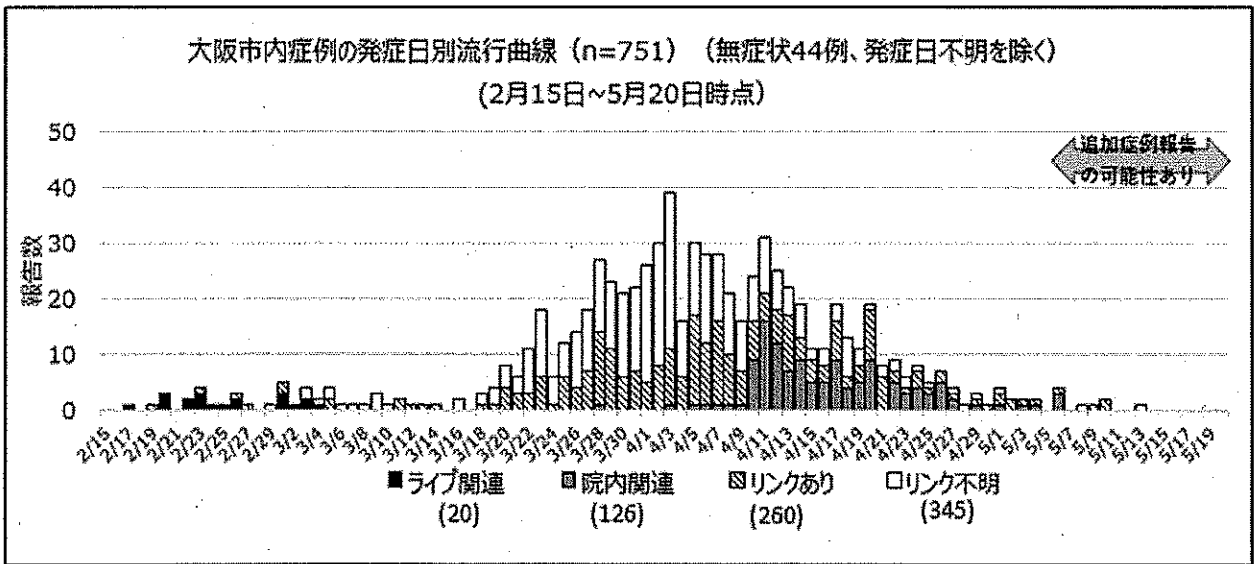
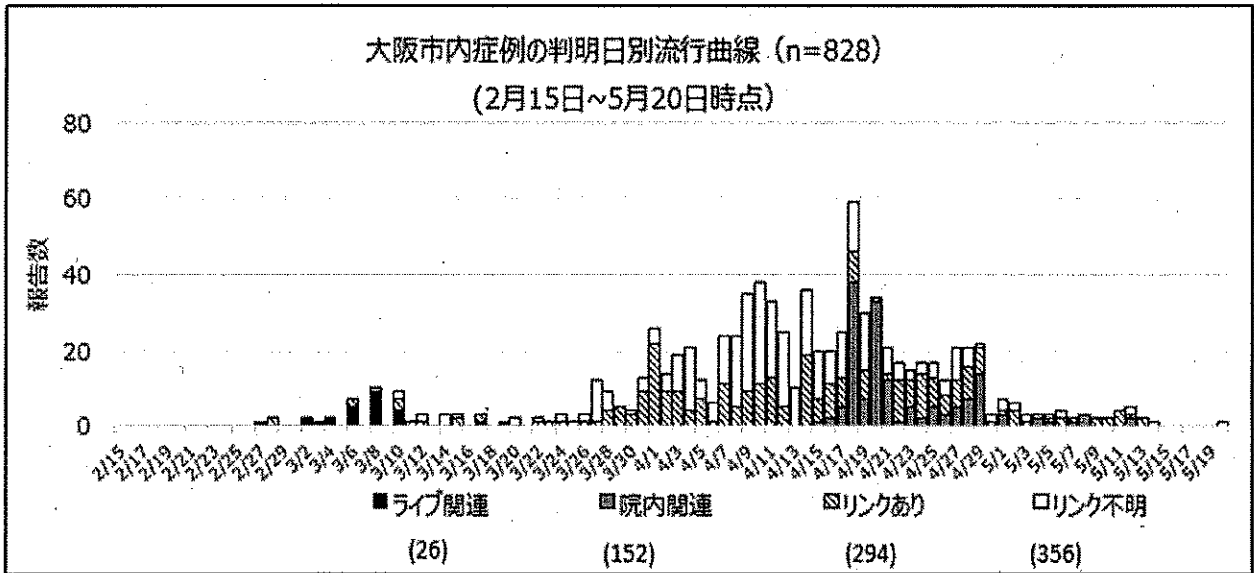
### (2) 新規陽性者数の推移



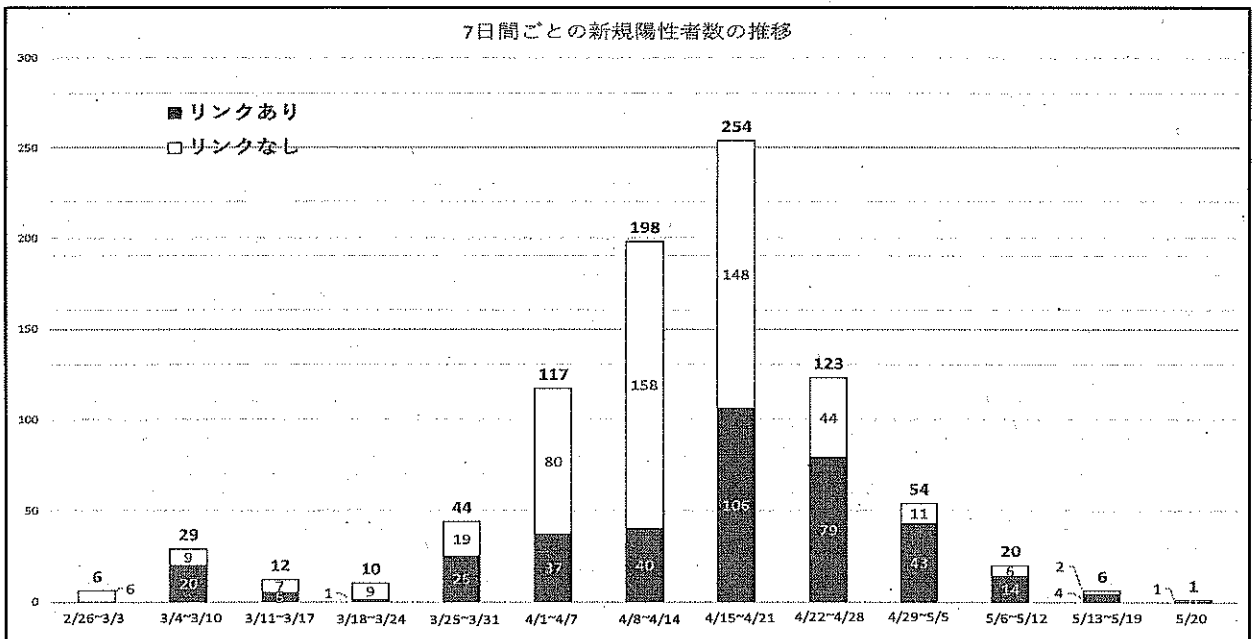
### (3) 現在の陽性者数の推移（陽性者数－死亡－退院・解除済）



(4) 大阪市内症例の判明日別・発症日別流行曲線

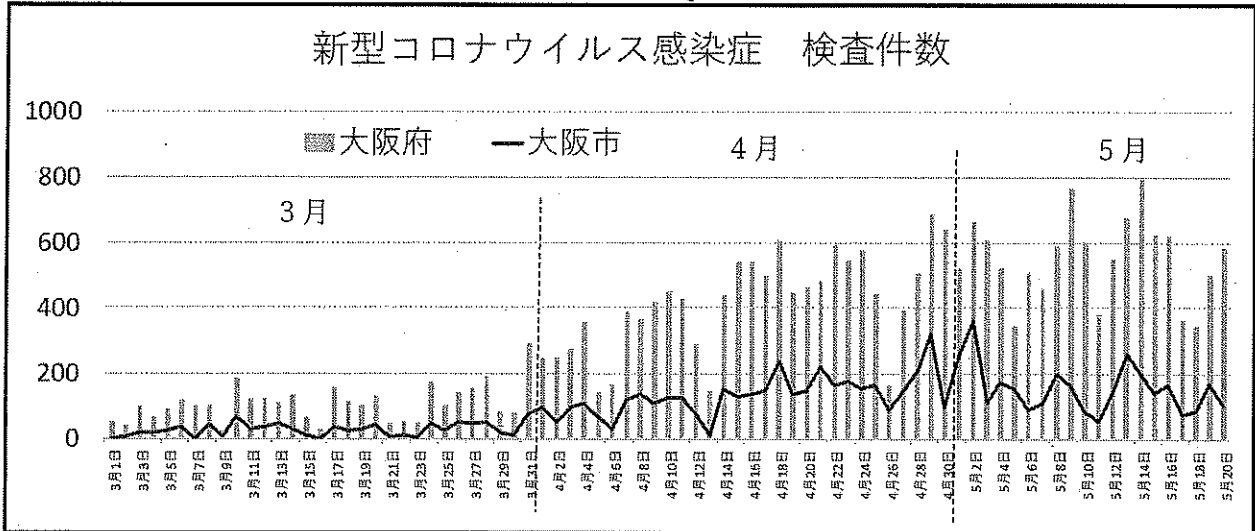


(5) 大阪市内の7日間ごとの新規陽性者数の推移 (2/26~5/20時点)

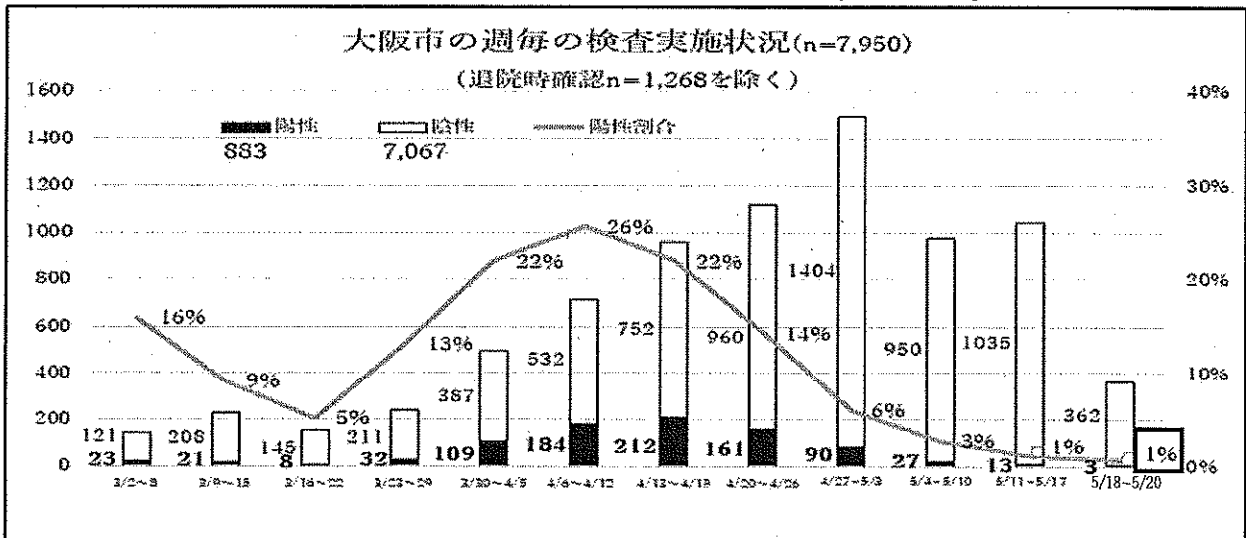


## 2. 検査の状況

### (1) PCR検査の検査件数(陰性確認除く) (3/1~5/20時点)



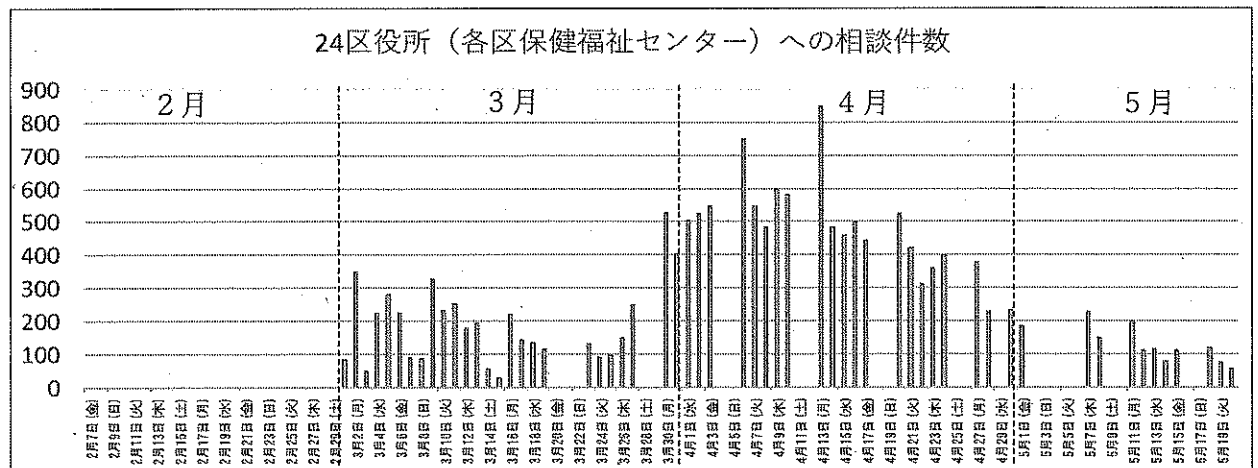
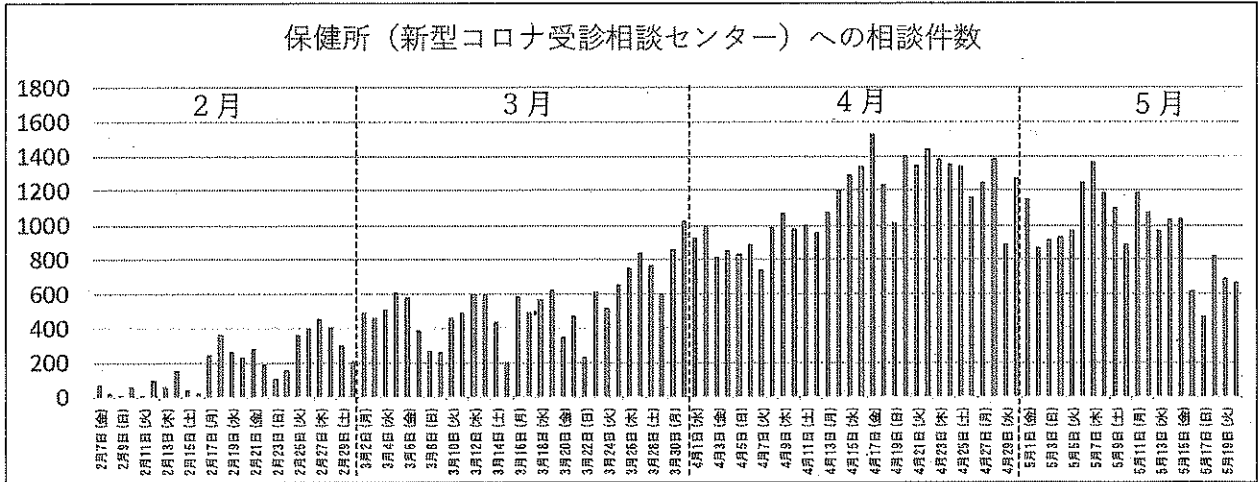
### (2) 大阪市の7日間ごとのPCR検査の検査件数(陰性確認除く)と陽性率(3/2~5/20時点)



### 3 相談件数

(単位：件)

	5/20実績	累計 (保健所：2/7~5/20 区：3/1~5/20)
保健所（新型コロナ受診相談センター）	665	73,619
24区役所（各区保健福祉センター）	56	16,421
<b>相談件数合計</b>	<b>721</b>	<b>90,040</b>



## 新型コロナウイルス感染症におけるモニタリング指標に関する大阪市内の算定値（参考）

- 府独自のモニタリング指標①～③について、大阪市の指標を算定し、参考数値として掲載しています。  
 ○モニタリング指標の評価（○●、緑・黄・赤）については、府全体の数値に基づき大阪府が評価しています。

モニタリング指標		自粛要請等の基準	自粛解除の基準		5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21
分析事項	内容 ※病床使用率以外の指標は 7日間移動平均				5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21
(1) 市中での感染拡大状況	①感染経路不明者の前週増加比	1以上	-	大阪市	0.83	1.25	1.00	1.00	1.00	0.33	0.75
				府全体	0.65 ○	0.41 ○	0.24 ○	0.28 ○	0.33 ○	0.36 ○	0.50 ○
	②感染経路不明者数	5～10人以上	10人未満	大阪市	0.71	0.71	0.57	0.57	0.57	0.29	0.43
				府全体	2.43 ○	1.57 ○	1.00 ○	1.00 ○	1.14 ○	1.14 ○	1.43 ○
(2) 新規陽性患者の発生状況 検査体制の逼迫状況	③確定診断検査における陽性率 (注1)	7%以上	7%未満	大阪市	1.7%	1.3%	0.9%	0.9%	0.7%	0.4%	0.4%
				府全体	1.4% ○	1.1% ○	0.8% ○	0.8% ○	0.6% ○	0.4% ○	0.4% ○
(3) 病床の逼迫状況	④患者受入重症病床使用率	-	60%未満	府全体	21.8% ○	20.7% ○	20.7% ○	19.1% ○	19.7% ○	18.6% ○	16.0% ○
信号（現在は緊急事態措置期間のため、指標②～④で自粛解除の基準を満たしているかを確認）					緑	緑	緑	緑	緑	緑	緑

●：自粛解除の基準を満たしていない ○：自粛解除の基準を満たしている

- (注1) ③の確定診断検査における陽性率は、再陽性患者数を除外して算出  
 (注2) 府全体の情報は、大阪府ホームページより掲載  
 (注3) 大阪市の情報は、大阪市内で判明した者を除く

### 【大阪府新型コロナウイルス感染症 警戒信号の基準】

感染状況【疫学的状況】 ※すべて、再度陽性が判明した者を除く

警戒解除基準	①直近1週間の新規感染者数がその前週の数より減少傾向にあること	5/14（前週同曜日）		5/21	
		大阪市	府全体	大阪市	府全体
②直近1週間の10万人あたり累積新規感染者数が0.5人未満程度		大阪市	19人 (5/8～5/14)	大阪市	4人 (5/15～5/21)
		府全体	59人 (5/8～5/14)	府全体	15人 (5/15～5/21)
		大阪市	0.70人	大阪市	0.15人
		府全体	0.67人	府全体	0.17人

	警戒信号基準	警戒信号の色	(意味)	対応
自粛要請等に向けた場合	モニタリング指標（3つ）のうち、1つ又は2つの指標において、「自粛要請等の基準」を満たした場合	黄	注意喚起	
	モニタリング指標（3つ）全てが「自粛要請等の基準」を満たした場合	赤	警戒中	自粛要請等の対策を段階的に実施
自粛解除に向けた場合	モニタリング指標（3つ）のうち、1つ又は2つの指標において、「自粛解除の基準」を満たした場合	赤	警戒中	
	モニタリング指標（3つ）全てが「自粛解除の基準」を満たした場合（満たして1日～7日）	黄	解除へのカウントダウン	
	モニタリング指標（3つ）全てが「自粛解除の基準」を満たした場合（満たして7日間経過）	緑	解除	自粛等を段階的に解除

医療体制確保の取り組み(R2.5.22)

	市の取り組み	(参考)府の取り組み
1.病床の確保	<p>○十三市民病院の新型コロナ重点医療機関化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽症・中等症 90床 (現状スタッフの数から対応可能な病床数)</li> <li>・5月22日 7階病棟運用開始</li> <li>・6月 5・6階病棟運用開始予定</li> </ul> <p>○宿泊施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪アカデミア(市が運営) 312室</li> </ul>	<p>○病床(5/19時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重症病床 188床 (稼働率 27.7%)</li> <li>・軽症・中等症病床 963床 (稼働率 19.0%)</li> </ul> <p>【5/20大阪府新型コロナウイルス感染症対策協議会資料より】</p> <p>○宿泊施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3施設 1,565室</li> </ul>
2.医療資材の確保	<p>○市民病院機構確保見込</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サージカルマスク 92万枚(約6か月分)</li> <li>・N95マスク 12万枚(約10か月分)</li> <li>・ガウン 50万枚(約7か月分)</li> <li>・フェイスシールド 34万枚(約5か月分)</li> <li>・手袋 217万枚(約3か月分)</li> </ul> <p>○民間病院への配付予定(寄附分により対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨ガッパ 13万枚 (既配付分 131病院、5万8千枚)</li> <li>・サージカルマスク 10万枚</li> <li>・フェイスシールド 1万6千個</li> <li>・N95マスク 4千枚</li> </ul>	<p>○新型コロナ患者受入医療機関用確保見込(6月末まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サージカルマスク 81万枚</li> <li>・N95マスク 73万枚</li> <li>・ガウン 124万枚</li> <li>・フェイスシールド 111万枚</li> </ul> <p>【5/20大阪府新型コロナウイルス感染症対策協議会資料より】</p>

	市の取り組み	(参考)府の取り組み
3.医療従事者への支援	<p>市民病院機構</p> <p>○特殊勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接患者対応した職員 日額 5,000円 等</li> </ul> <p>○医療従事者用の宿泊施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院の近隣に確保</li> </ul> <p>○医療従事者向け無償送迎タクシー</p>	<p>感染症患者受け入れ医療機関</p> <p>○特殊勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関に補助 日額 3,000円/対象従事者1人 ※感染症入院患者数に応じた上限額あり</li> </ul> <p>○医療従事者向けの宿泊施設の確保</p> <p>○医療従事者向け無償送迎タクシー</p>
4.検査体制	<p>○検査キャパの拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大安研(天王寺C)の検査拡充 PCR検査機器1台増設(3台⇒4台)</li> </ul> <p>○検体採取キャパの拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的医療機関での拡充分 20検体 ⇒ 72検体 (1か所) (2か所)</li> </ul> <p>・ドライブスルー検査の設置 市運営分(大阪市内1か所) 平日(16検体/日) 休日(32検体/日)</p>	<p>○検査キャパの拡充</p> <p>890検体⇒1,430検体 (目標:2,000検体)</p> <p>接触者外来等:+440、民間検査機関:+100</p> <p>○検体採取キャパの拡充</p> <p>680検体⇒870検体 (目標:1,000検体)</p> <p>接触者外来等:+30、地域外来・検査センター等:+160</p> <p>・ドライブスルー検査の設置 府運営分(大阪市内1か所) 平日(16検体/日) 休日(32検体/日)</p>



大阪市保健所 新型コロナウイルス感染症対策に係る専任体制の設置について  
 【「新型コロナウイルス感染症対策グループ」設置】 2020.5.18

大阪市保健所における新型コロナウイルス感染症対策体制について、一層の人員増強を図るとともに、課題に応じた5つのチーム編成による専任グループを新たに設置し、体制強化を図りました。

【保健所 感染症対策課 新体制 計101名】

「新型コロナウイルス感染症対策グループ」：51名

- 感染症対策調整担当課長 1名
- 課長級専門職 2名

■企画チーム（全体調整・データ管理等）	9名
■疫学調査等チーム（健康観察含む）	15名
■PCR検査受診等調整チーム	13名
■入院・宿泊療養等調整チーム	8名
■医師チーム（全体指導・医療機関調整）	3名

5チーム  
48名

感染症グループ・結核グループ：50名（予防接種、HIV、結核等）

新型コロナ受診相談センター：23名（専門人材派遣により対応）

## 新型コロナウイルス感染症に係る物資の確保について

### 【基本方針】

市病院機構（総合医療センター・十三市民病院）で必要となる物資について  
現存備蓄分は90日以上、3か月以内納入予定分を含めて180日以上を備蓄目標とする。

市民等からの寄付分（現在在庫）

雨合羽	N95 (KN95含)	サージカル マスク	その他 マスク	手袋	フェイス シールド
233,972枚	21,562枚	112,420枚	248,332枚	107,856双	45,911個

- ・医療用として使用可能な物資  
市病院機構で使用分を差し引いたものについて、市中の他の病院に配布。
- ・その他  
福祉局、こども青少年局、教育委員会事務局、危機管理室で活用。

### 【病院機構の状況（5月時点）】（ ）内は寄付分

物資名	病院機構必要数 (30日分)		現在在庫数 (月内納入数含)	当面对応 可能日数 /	将来在庫数 (補充見込含)	将来対応 可能日数 /
サージカルマスク	148,000枚		348,900 (3,900)	71	918,900	186
N95マスク	12,300枚		56,000	137	118,500	289
手袋	640,600双		774,125 (38,125)	36	2,174,125	102
ガウン	74,300枚		80,312 (53,312)	32	502,312	203
フェイスシールド	70,300個		37,000	16	337,000	144

府からの配布予定分は時期、量とも未定のため含めていない。備蓄不足分は、鋭意調達に努める。  
フェイスシールドは消毒して再利用可

### 【市中病院への今後の配布予定数】

雨合羽	N95 (KN95含)	サージカル マスク	フェイス シールド
134,800枚	4,200枚	105,500枚	16,500個

すでに雨合羽は58,230枚配布済み

### 【関係局への配布予定数】

雨合羽	N95 (KN95含)	サージカル マスク	その他 マスク	フェイス シールド	手袋
58,972枚	17,362枚	3,020枚	248,332枚	29,411個	69,731双

## 【災害時に備えた物品の保管】

物資名	現在の状況
サージカルマスク	約10万枚 保管
消毒液	アルコール消毒液（手指用） 備蓄分として約250リットル/1避難所 購入予定 次亜塩素酸ナトリウム液（施設消毒用） 水道局生産分を配布
手袋	寄付の手袋活用
ガウン	寄付の雨合羽を活用
フェイスシールド	約2000個 保管
段ボールベッド・間仕切り	協定により、発注後2～3,000個/日、生産納品可能を確認済み

数量には健康局への市民寄付分は含まず。

その他物品についても順次、備蓄を進めていく

令和2年5月22日

## 6月1日以降の小中学校の運営について

### (1) 学校の再開について

- ・ 国において大阪府が緊急事態宣言の対象地域から解除されたこと及び大阪府域における感染の状況を踏まえ、臨時休業措置を5月31日で終了し、6月1日より学校を再開する。
- ・ 文部科学省の衛生管理マニュアルで示された考え方に基づき、感染拡大のリスクを低減させながら段階的に教育活動を再開するため、最初の2週間は分割による登校を実施し、その後に通常の学校運営を行い、分割登校期間中についても給食を実施する。
- ・ 高等学校については、大阪府に準じる。

### (2) 小・中学校再開後の具体的な内容について

- ・ 1学級を2つに分割するなどして、1教室当たりの人数を20人程度とする。
- ・ 1日の中で学級を午前の部と午後の部に分けて、感染拡大防止対策のため、休み時間ごとの手洗いや換気に十分な時間を確保した、小学校は午前3時限程度・午後2時限の授業（別紙1）、中学校は午前3時限・午後3時限の授業（別紙2）をそれぞれ行う。
- ・ 午前の部は授業終了後、午後の部は授業開始前に、給食の時間を設定する。
- ・ 小学校の給食は通常の給食とし、「学校給食衛生管理基準」に基づき、品数を減じて実施する場合がある。

- ・中学校は現状自校調理となっていない学校が大半のため、給食はパン・牛乳とし、可能であれば追加を行うこととする。
- ・上記授業を6月1日（月）から12日（金）まで行い、6月15日（月）からは通常の授業を行う。
- ・引き続き分散登校の期間中は、児童生徒等の居場所の確保の取組を行う。なお、学校再開後は、特別教室等を活用する。（子どもの人数によっては、1教室当たりの人数が増加する可能性がある。）
- ・部活動は通常授業の開始に合わせて再開する（当面、校内活動のみとし、身体接触を避けた練習等を実施する。）。

### （3）授業時数の確保について

- ・長期休業期間の短縮（夏休み：8月8日～24日（18日短縮）、冬休み：12月26日～1月6日（2日短縮））や、土曜授業の実施により授業時数を確保する必要がある。
- ・小学校6年生、中学校3年生については、さらに学校行事の精選や指導計画の工夫が必要となる。
- ・その他の学年については、次年度を含めた2か年での指導計画を作成する。

小学校 6月1日～12日までの分散登校の授業の校時表

別紙1

午 前 の 部	登校	8:10～8:25		教室は換気をしておく 校門指導の際に、検温等を行ったか聞き取りを行う 検温未実施者は運動場等の広いスペースで検温を実施 荷物を置いた後、すぐに手洗い	各組 A班 授業
	朝の会	8:30～8:55	25分	健康観察表チェック 朝の学習	
	1時限目	8:55～9:40	45分		教科
	休み時間	9:40～10:00	20分	手洗い・換気	
	2時限目	10:00～10:45	45分		教科
	休み時間	10:45～11:05	20分	手洗い・換気	
	3時限目	11:05～11:50	45分		教科
	終わりの会	11:50～12:00	10分	低学年は給食準備時間を柔軟に設定	
	給食準備	12:00～12:15	15分		
給食	12:15～12:45	30分			
午 後 の 部	登校	13:00～13:15		教室は換気をしておく 児童生徒がよく触る箇所を消毒 校門指導の際に、検温等を行ったか聞き取りを行う 検温未実施者は運動場等の広いスペースで検温を実施 荷物を置いた後、すぐに手洗い 登校した者から順次健康観察表をチェック	各組 B班 授業
	給食準備	13:15～13:30	15分	教員が配膳する	
	給食	13:30～14:00	30分		
	はじめの会	14:00～14:10	10分	低学年は給食の片づけ時間を柔軟に設定	
	1時限目	14:10～14:55	45分		教科
	休み時間	14:55～15:15	20分	手洗い・換気	
	2時限目	15:15～16:00	45分		教科
	終わりの会	16:00～16:10	10分		

・給食は、通常の給食とし、「学校給食衛生管理基準」に基づき、品数を減じて実施する場合があります。

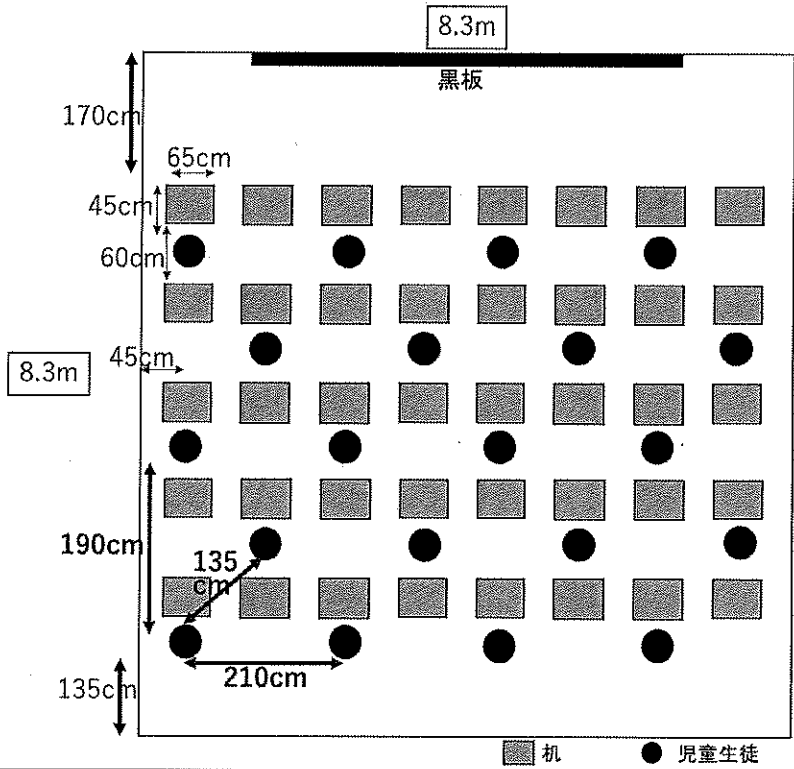
中学校 6月1日～12日までの分散登校の授業の校時表

別紙2

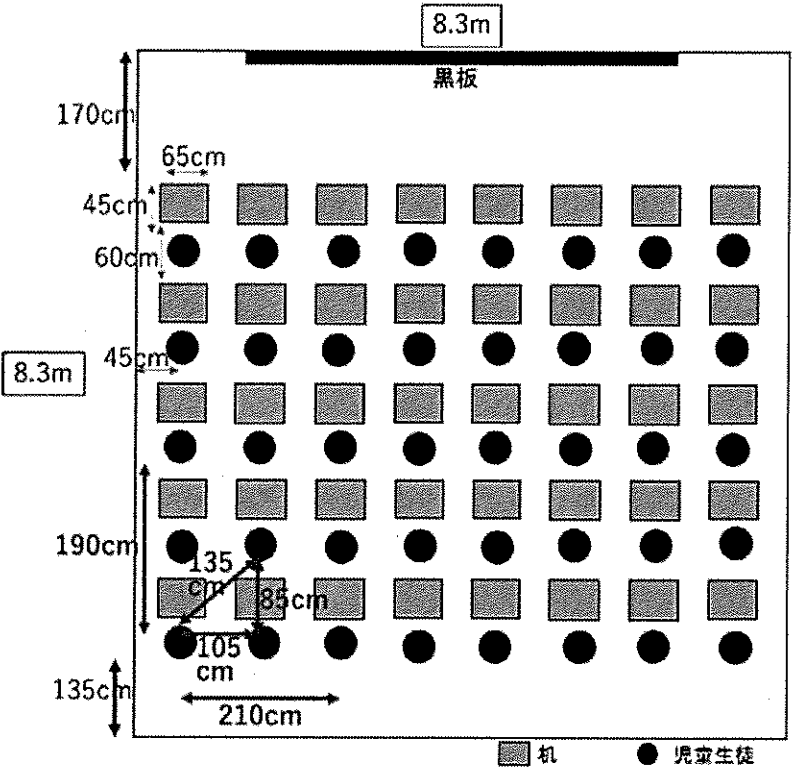
午 前 の 部	登校	8:25～8:40		教室は換気をしておく 校門指導の際に、検温等を行ったか聞き取りを行う 検温未実施者は運動場等の広いスペースで検温を実施 荷物を置いた後、すぐに手洗い	各組 A班 授業
	朝の会	8:45～9:05	20分	健康観察表チェック 朝の学習	
	1時限目	9:05～9:50	45分		教科
	休み時間	9:50～10:05	15分	手洗い・換気	
	2時限目	10:05～10:50	45分		教科
	休み時間	10:50～11:05	15分	手洗い・換気	
	3時限目	11:05～11:50	45分		教科
	終わりの会 給食準備・給食	11:50～12:00 12:00～12:20	10分 20分		
午 後 の 部	登校	12:30～12:45		教室は換気をしておく 児童生徒がよく触る箇所を消毒 校門指導の際に、検温等を行ったか聞き取りを行う 検温未実施者は運動場等の広いスペースで検温を実施 荷物を置いた後、すぐに手洗い 登校した者から順次健康観察表をチェック	各組 B班 授業
	給食準備・給食	12:45～13:05	20分		
	はじめの会	13:05～13:15	10分		
	1時限目	13:15～14:00	45分		教科
	休み時間	14:00～14:15	15分	手洗い・換気	
	2時限目	14:15～15:00	45分		教科
	休み時間	15:00～15:15	15分	手洗い・換気	
	3時限目 終わりの会	15:15～16:00 16:00～16:10	45分 10分		教科

・中学校は現状自校調理となっていない学校が大半のため、給食はパン・牛乳とし、可能であれば追加を行うこととする。

(参考) レベル2・3地域 (1クラス20人の例)



(参考) レベル1地域 (1クラス40人の例)





# 緊急事態宣言解除後の保育施設への対応について

R2.5.22 こども青少年局

## 大阪市の対応

### 現状 (R2.4.17～)

- 保育の機能は維持。**
- 一方で、民間施設等の休業要請により、自宅待機・在宅勤務等が今まで以上に増えることに加え、感染防止・保育士の負担軽減の観点からさらに保育の提供を縮小。
- 保護者の就労（職場への出勤等）や、福祉的配慮（疾病・障がい・出産・親族の介護・その他配慮を要する家庭等）が必要な場合以外は登園を控えるよう依頼。  
\*聞き取りや申出書等を活用し、保育の必要性の把握を行う。（職種による限定はしない）

\*この場合も、必要な方に保育が提供されないということがないようにすること。

### 今後の対応

- 緊急事態宣言の解除後も、人との接触を減らす観点に加え、児童の集団生活の再開への負担等も考慮する必要があることから、**5月31日（日）までは対応に変更なし。**  
\*ただし、民間施設等の休業要請が解除されることにより、保育ニーズが増えることから、必要な方には保育を提供すること。
- 6月1日（月）以降は、国から示されていた保育の提供の縮小（登園自粛等）は行わない。**ただし、指定を解除された地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある旨などが示されていることから、保育施設において感染防止策に取り組んでいただくとともに、6月30日（火）まで、保護者が仕事を休まれる等で家庭での保育が可能な方に、家庭での保育の協力を依頼。

### 上記対応に加えて

- 保育施設の園児や職員が罹患した場合は、当該保育施設の臨時休園等を要請

## 市有施設の供用再開について

### 【5月16日休止要請が解除された主な施設】

施設区分	供用（予定）状況
集会・展示施設	イベント等を除く会議使用に限ったうえで 5月16日～ 各区区民センター（感染対策が整った施設から順次再開）
博物館等	5月16日～ 市立図書館、長居植物園 5月20日～ 大阪城天守閣・西の丸庭園、慶沢園 5月21日～ 大阪市立科学館（プラネタリウムのみ）、 大阪市立阿倍野防災センター 5月26日～ 大阪市立美術館（本館のみ） 天王寺動物園 大阪市立男女共同参画センター （中央館・西部館・南部館・東部館） 5月27日～ 咲くやこの花館 6月1日～ 大阪歴史博物館 6月2日～ 大阪市立自然史博物館、大阪市立東洋陶磁美術館 6月3日～ 大阪くらしの今昔館 6月6日～ 水道記念館
運動施設	5月20日～ 野球場、運動場、庭球場

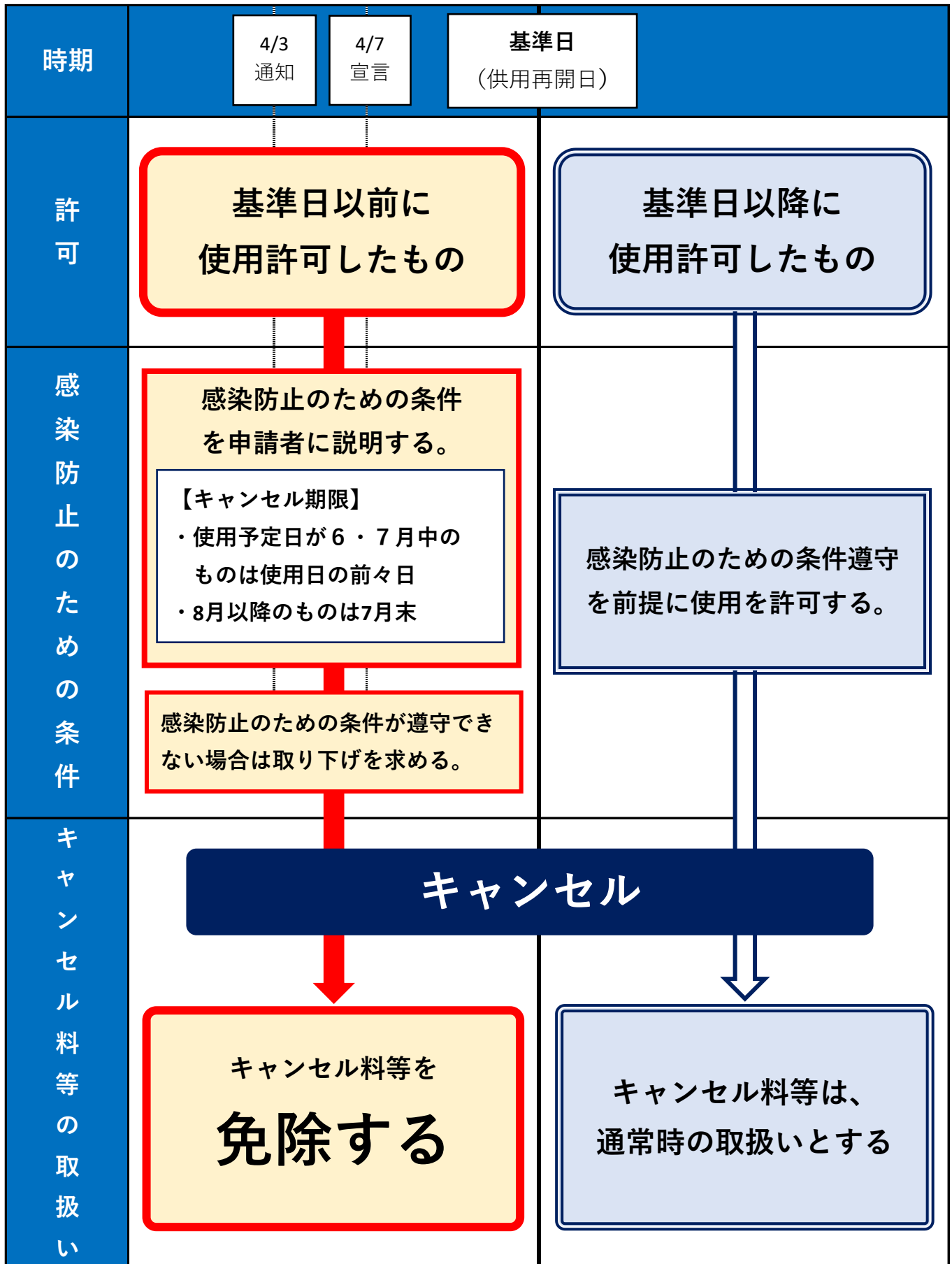
その他の休止要請解除施設についても、感染防止策等が整い次第、順次供用を再開中、または再開していく。

### 【5月23日以降、感染防止対策等を整えて、供用再開を行っていく主な施設】

施設区分	供用予定状況
集会・展示施設	小規模イベント等に限ったうえで 各区区民センター 中央公会堂
運動施設	各区スポーツセンター・屋内プール 長居陸上競技場
その他	5月23日～ 長居公園BBQ場 6月1日～ 鶴見緑地BBQ場

その他の施設についても、感染防止策等が整い次第、順次供用を再開していく。

## 市有施設におけるイベント等のキャンセル料について



## 各種証明書交付手数料の免除について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている方々が、融資・貸付の申請や特別定額給付金の代理申請など、各種支援制度等の手続きを行う際に必要な証明書の交付手数料を免除する。

### 【対象証明書】

- ・住民票の写し(除票の写しを含む) <大阪市手数料条例・300円/件>
- ・広域交付住民票の写し <大阪市手数料条例・300円/件>
- ・住民票記載事項証明書 <大阪市手数料条例・300円/件>
- ・印鑑登録証明書 <大阪市印鑑条例・300円/件>
- ・戸籍謄抄本 <大阪市手数料条例・450円/件>
- ・除籍謄抄本 <大阪市手数料条例・750円/件>
- ・課税(所得)証明書 <大阪市手数料条例・300円/件>
- ・納税証明書 <大阪市手数料条例・300円/件>
- ・固定資産評価(公課)証明書 <大阪市手数料条例・300円/件>

### 【請求方法等】

郵送申請、窓口申請（コンビニ交付は除く）

請求書に「申請手続きの名称」と「提出先」を明記のうえ、新型コロナウイルス感染症にかかる申請である旨を確認

### 【実施期間】

令和2年5月25日 から 令和2年12月中 受付分まで

## 新型コロナウイルス感染防止にかかる区長の役割

今後想定される新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波及びその市民生活・社会経済への影響を最小に抑えるためには、日々、市民と最も近いところで業務を遂行する区長の役割は非常に大きい。主な役割は次のとおり。

### 1 基本的な認識

#### (1) 地域における課題の把握と対応策の実施

- ・区内の関係機関、市民活動団体、所属職員等との十分な情報共有により、地域における感染防止にかかる課題を把握、かつ組織内で共有できる仕組み、体制の整備。
- ・課題を把握した際には、速やかに対応策を実施。
- ・全市的な対応を要する課題については区長会議で速やかに対応策を協議・決定、適宜、市長、危機管理監・健康局長等関係者に共有。

#### (2) 職員の意識付け

- ・所属職員自らが感染防止に努めるとともに、区役所が市民に最も身近な行政機関であることに鑑み、市民の感染防止並びに不安に迅速かつ適切に対応できるよう危機意識の意識醸成。
- ・市長、危機管理監、健康局長等から示される全市的方針の職員への共有化
- ・職員個人が業務現場で認識した感染防止にかかる課題や市民ニーズの組織共有意識の醸成。

### 2 特に留意すべき具体的な課題

#### (1) 地域活動における感染防止

- ・地域活動が再開される際に感染リスクを可能な限り低減させるため、区長会議において地域活動の態様ごとの感染防止ガイドライン(仮称)を策定。
- ・各区長は地域活動協議会など地域住民と感染防止策を共有し、リスクを回避する地域活動を促進。
- ・不特定多数の人が参加する行事においては、大阪コロナ追跡システムを活用。  
※地域活動は、地域福祉の向上、地域の安全・安心の確保、住民の健康増進等のため重要な役割を担うものである一方で、集団での活動となるため感染リスクの回避が必要。

## (2)災害時避難所における感染防止

- ・区長会議は危機管理室とともに避難所における感染防止ガイドライン(仮称)を策定
- ・各区長は地域活動協議会など地域住民と感染防止策を共有し、地域の特色を踏まえた個別災害時避難所における感染防止策を速やかに準備。  
※今後、出水期を控え、避難者による密の発生が懸念される災害時避難所における感染防止は、喫緊の課題。

## (3)区内の医療機関・福祉施設等との連携強化

- ・区内の医療機関関係団体(三師会等)、福祉施設関係団体(施設連絡会等)、大規模な医療機関・福祉施設などとの情報交換により、医療・福祉現場等における課題を把握し、必要な策を速やかに実施。
- ・全市的な対応を要する課題については区長会議で対応策を協議・決定、適宜市長等に共有。

## (4)区内の学校園との連携強化

- ・区長(区担当教育次長)は、区内の学校園との情報交換により、学校園現場における課題を把握し、教育委員会と連携し必要な策を実施。
- ・全市的な対応を要する課題については区長会議(区担当教育次長会議)で対応策を協議・決定、適宜市長・教育長等に共有。

## (5)感染防止等に関する市民への啓発

- ・「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を行うよう区民に対して、様々な広報ツール、広報機会を通じて継続的な啓発を実施。
- ・各種給付金に関わり、特殊詐欺被害防止に関して市民向け啓発の実施。